

N o.	意見の箇所	意見の内容	本市の考え
1	全般	学校におけるいじめ問題 いじめ問題は、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定されて以来、その防止や実態把握に数々の対処方針やガイドラインが文科省から示され、学校設置者においては、これらに沿った対応がなされるよう、学校の対応状況を適切に把握するとともに、実効性のあるものとなるよう指導助言をおこなうこととされています。しかしながら、今回の教育大綱では、前回若干でも触れられていたこのいじめ問題が取り上げられていないように感じます。いじめを重態事態としてしまうひとつの要因となる不登校に対する対応には触れられているものの、いじめには、学校における積極的な認知（早期発見）、未然防止の取組、いじめ解消に向けた適切な対応が必要であり、不登校に対する支援はこういった様々な取組のうちのひとつではありません。学校現場におけるいじめ問題は、防止対策推進が法制化される前から存在しており、現在も続いているし、その発生件数は、最近学校現場で積極的認知が進められていることはあるにしても、増加を続けていることは事実です。今後の学校教育の中でも、「いじめは無くならない」と考えるのが妥当だと思います。そうであれば、いじめ問題への対応は、教育・保育における「こどもまんなか」の実践のために、基礎となる取組ではないかと考えますがいかがでしょうか。また、この大綱に取り上げるいじめ問題を通じて、児童生徒にどのような態度や価値観を育てる指導が必要なのかを教師含めた学校現場で勤務される皆さんに示す必要があるのではないのでしょうか。	いじめ問題への取組は、「こどもまんなか」の実践のためにはとても重要です。「いじめ対策への取組」という項を新たに設け、述べさせていただきます。
2	7 大人の学びと学校・地域連携	「今後の社会教育のあり方として「地域課題解決学習」が重要である」（18頁）としています。天理市教育行政が何を重要とするかを示すことは可能ではあるが、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与すること」（社会教育法）を踏まえて、「社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」（社会教育法）ことを前提とするものである。社会教育生涯学習に参加する市民の自主的民主的活動を尊重し、地域課題解決学習を基準に財政的援助などに格差を付けないで下さい。	社会教育・生涯学習への参加・活動は尊重いたします。その中でもこれからは、地域課題学習にも着目し、取り組んでいくことが大切です。財政的支援を行う場合には、格差が出ないよう慎重に審議してまいります。
3	全般	第3次天理市教育大綱は問題提起と位置付けています。決定の前後の過程が重要と考えます。パブリックコメント案作成過程で、総合教育会議に諮ったと書かれています。（案）の策定過程で、多くのワークショップの開催、アンケート調査等の子どもや教職員、関係者の意見を聴取することも必要でした。今後5年間、中間的な検証と進行管理が必要です。その際、子どもや市民の意見表明を保障し、検証過程に参加することが必要です。そのために十分な情報公開と参加と意見表明のルールをつくって下さい。	教育大綱の中間的な検証と進行管理は大切です。生徒の意見を表明できるよう学校のきまりや中学校の制服検討を進めるなど中学生と議論をしながら進めています。こどもの意見表明を行う機会を設けることは、こどもたちに「社会は自分たちの力で自分たちの生活をより良いものにできるんだ」という実感をもってもらうために必要であると考えています。また、学校運営協議会で教育大綱に関する取組を議論してもらいます。市民と教育について語る機会は、今後検討してまいります。
4	4（4）何のために校則、ルールはあるのか。	ユニセフは子どもの意見表明権について「子どもの参加（子どもが子どもに関わる事柄について意見を表し、それがおとなに考慮されること）は、それ自体が子どもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもあります。子どもの参加の方法は、子どもの年齢や状況によって様々な形があります。参加する「場」、意見を言える環境、意見を聴くおとなの存在があり、そして、参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えることによって、「意味のある参加（meaningful participation）」となることが大切です。子どもに関わる事柄とは、その子どもに直接関わることのみではなく、広く子どもに関わる環境や政策等も含まれます」と説明しています。「学校の校則やルールを見直す際に必要な視点」（13頁）に子どもの意見表明権を明記してく ださい。また、「「こどもまんなか」の視点」（1頁前文）から、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利条例を制定することを明記してください。	こどもの意見表明権は、主体的にこれからの社会を担うために必要です。学校のきまりや中学校の制服検討を進めるにあたって、中学生と議論をしながら進めています。こどもたちに「社会は自分たちの力で自分たちの生活をより良いものにできるんだ」という実感をもってもらうよう意見表明の機会を設けています。また、学校のきまりなどを見直す際にはこどもの意見表明権を踏まえて、検討してまいります。
5	全般	近代教育150年の底流を述べています。かつての「期待される人間像」に示される150年の慣性、底流はあると思います。しかし、戦後の日本国憲法と旧教育基本法に基づく教育実践は、明らかに戦前と戦後を画するもので、現場の教職員は「こどもまんなか」の教育を実践してきたという側面も重要である。そのことを明らかにしないで、「150年の慣性底流」を強調することは危険です。しかも、教育現場について述べていますが、天理市の教育行政は「150年の慣性底流」についてどうであったのかが記述されていません。教育行政は、「こどもまんなか」の教育と教育実践を行うために条件整備を行うことが重要な仕事の一つです。教育条件整備の方針を示すことも教育大綱の重要な内容でなければなりません。教育条件整備の方針を示してください。	教育行政は、「こどもまんなか」の教育と教育実践を行ううえで条件整備をはじめ、さまざまな取組が重要です。本市は、令和6年4月に「子育て応援・相談センター～ほっとステーション～」を立ち上げ、「こどもまんなか」の教育を推進するために教育の視点の転換を図っています。ほっとステーションに寄せられた声を本教育大綱に反映し、教育環境をどのように整備することが適切かを議論してまいります。
6	全般	学校3部制の理念は語られますが、施設の使い方や人員の配置、財政措置などの具体的方針はあまり市民に示されることはありません。具体的方針を示してください。	本教育大綱は、教育の大きな方向性を示すものであり、細かな施設の使い方や人員配置を示すものではありません。

7	1 今、学校教育の転換の時 2 「しなやかな生き方（レジリエンス9）」がで きる個人を育む	項目1.と2.の関連性がわかりません。なぜ1.の認識から2.の4つの要素が示されるのでしょうか。関連を明記する必要があります。	< 4 要素のつながり >で示しているとおりです。
8	4 授業・行事（1部、2部） における「こどもまんなか」の追求	教育では「できた達成感、わかった喜びを感じ」（8頁）ることが重要です。管理と競争、序列化は教育から排除されるべきで、学力によるクラス分けはその最たるものといえます。復習型授業、探求型授業の工夫（9頁）は考えられています。少人数学級により、子ども自身がともに学び合い、教員は子ども一人ひとりに十分な教育を実践する条件をつくることができます。教員定数を増やし、少人数学級を実施することが必要です。教員を上下に区分けし上意下達の学校運営ではなく、教職員が一致して問題解決に取り組める、民主的で自由な学校をめざすことが必要です。養護教諭や事務職員の複数配置、学校用務員、学校図書館司書、ICT職員の配置が必要です。	本教育大綱は、教育の大きな方向性を示すものであり、細かな施設の使い方や人員配置を示すものではありません。